

入札参加資格の更新申請Q & A

焼津市

(令和5年4月版)

1. 更新制度について

問1 なぜこのような制度であるのか。

- 入札参加資格の条件となる営業の許可などが継続して確保されているかを確認するためです。特に建設工事については、経営事項審査が適切に受審されているかを確認するためです。
- また、決算日により申請の時期が異なりますので、申請が分散することにより、行政事務の平準化・効率化を図るためです。

問2 更新申請をしなかったらどうなるのか。

- 入札参加資格は有効期限日をもって満了となり、入札参加資格を失うこととなりますので、十分ご注意ください。

2. 更新申請の手続きについて

問3 更新申請の手続き期限はいつか。

- 入札参加資格申請（新規又は更新）時に提出した書類のうち、
 - ・建設工事は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）の審査基準日
 - ・建設工事関連業務、物品製造等及び役務は、財務諸表に記載された決算日が更新基準日となります。
- 更新基準日の属する月の翌月から起算して
 - ・建設工事及び建設工事関連業務は、1年7カ月目の末日
 - ・物品製造等及び役務は、2年6カ月目の末日が入札参加資格の有効期限日となります。
- 有効期限日の10日前（以下「更新期限日」という。）までに、本市必着で申請書類を提出してください。
- 更新期限日が土曜日・日曜日・祝日等の本市の閉庁日（以下「休日」という。）と重なった場合は、休日前の平日となりますので、ご注意ください。
- 本市から更新手続きについてのご案内はしませんので、ホームページに掲載された更新期限月（更新期限日の属する月をいう。以下同じ。）をご確認ください（[問5参照](#)）。

問4 新規での入札参加資格の認定を受け、その直後に決算日が到来した。この場合も更新申請は必要か。

- 有効期限日は提出された書類の更新基準日（決算日）をもとに起算しますので、新規登録の直後であっても、更新申請が必要な場合があります。

問5 更新期限月はどのように確認するのか。

- 本市ホームページの焼津市競争入札参加資格登録業者一覧に更新期限月が掲載されています。以下のアドレスを参照してください。

焼津市競争入札参加資格登録業者一覧URL :

<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/gyosya.asp?okind=N&omode=1>

問6 提出方法は、郵送に限るのか。

- 郵便等による送達、持参又は電子申請となります。
- 持参の場合は、本市開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いしま

す。その場での内容確認はせず、受け取りのみとさせていただく場合があります。ご了承ください。

○電子申請の場合は、以下のアドレスから電子申請フォームを開き、申請してください。商号等の必要事項を入力し、提出書類はPDF等にして添付してください。

工事・委託URL：<https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/kousin-top.html>

物品URL：<https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/koushinnsinnsei.html>

役務URL：<https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/ekimu-kousin.html>

問7 郵送で申請書を提出したが、届いているかどうかを確認したい。

○書類の受領について本市からは通知しませんので、送達の確認が必要な場合は「配達証明郵便」等の配達記録が残るものを利用してください。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

○その他、宛先を記載した「返信はがき」等を添付していただければ、受付印を押印して返送します。

○電子申請においては、申請時に受付確認用のメールアドレスを入力していただければ、受付確認メールが自動返信されます。

問8 不備や不足の書類があったらどうなるのか。

○書類に不備や不足等があった場合には連絡をしますので、速やかに提出してください。

問9 更新期限月内に不足書類等の提出ができなかったらどうなるのか。

○更新期限月の翌月（以下「補完月」という。）の末日の10日前（以下「補完期限日」という。）までに不足書類等を補完してください。

○補完期限日が休日と重なった場合は、休日前の平日となりますので、ご注意ください。

○不足書類等は郵送等で送達してください。提出する際には「更新申請の不足書類」と明記してください。

○補完期限日までに補完ができない場合は、入札参加資格の更新が否認されます。

○補完がされ、補完月の翌月1日に入札参加資格が復活するまでは、競争入札に参加できません。

問10 更新ができなかったが、再度入札参加資格を得たい場合はどうするのか。

○新規登録として入札参加資格審査申請をしてください。

○新規登録の申請受付月は、6月・10月・2月の年3回です。

問11 途中で決算日が変更になった場合は、いつ更新申請をしたら良いか。

○変更前の決算日に基づく更新期限日までに更新申請をしてください。

○その際に、更新申請書の「変更後の決算日」欄を記入し、変更後の財務諸表（建設工事は経審結果通知書）を提出してください。次回の有効期限日は、変更後の更新基準日をもとに起算します。

○変更前の財務諸表（建設工事は経審結果通知書）を提出された場合は、変更前の更新基準日をもとに起算しますので、ご注意ください。

○会社更生法の手続き開始決定を受けた場合については、会社更生法に基づく決算日及び税法に基づく決算日となります。変則的ですが、この場合も同様の取扱いとなります。

3. 提出書類の作成について

問12 申請書等の様式はどこで入手できるのか。

○本市のホームページに要領及び様式等を掲載していますので、ダウンロードして書類を作成してください。

競争入札参加者の資格登録制度URL：

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/zuiikeiyaku.html>

問13 提出書類は毎年同じなのか。

○法令改正などによって変更される可能性がありますので、書類作成の前に申請の要領等を確認してください。

問14 提出書類はファイルに綴じる必要はあるか。

○不要です。必要書類のみご提出ください。

問15 申請書に押印は必要か。

○更新申請書への押印は不要です。

問16 申請者は本社代表者又は受任者のどちらで申請すれば良いか。

○申請者は本社代表者としてください。

問17 委任先がある場合、委任状の添付は必要か。

○更新申請には添付不要です。

○入札参加資格申請（変更届を含む）時に提出された委任状は、本社代表者又は受任者の異動等によって変更届が受理されるまで有効です。

問18 他の申請区分にも入札参加資格があるが、申請は別々に行うのか。また、納税証明書等はそれぞれに添付が必要か。

○申請は別々に行い（同封可）、それぞれに書類を添付してください（コピー可）。

○電子申請による場合は、複数の申請区分をまとめて申請できます。その際、重複する提出書類は、一つ添付していただければ結構です。

問19 未納又は滞納があるため納税証明書を提出できない場合どうすればよいか。

○未納がないことを証明する納税証明書でない場合又は納税証明書を提出できない場合は、入札参加資格の取消しとなります。

○焼津市が課する税においては、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと納税証明書が発行されませんので、ご注意ください。

○納付後、直ぐに証明書の発行を請求する場合は、事前に収納担当課（電話0 54-626-2147）に確認をしていただくようお願いします。

問20 入札参加資格が更新されたことは書面で通知されるのか。

○書面での通知はしません。

○本市ホームページの焼津市競争入札参加資格登録業者一覧の更新期限月が毎月1日に更新されますので、ご確認ください。

焼津市競争入札参加資格登録業者一覧URL :

<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/gyosya.asp?okind=N&omode=1>

○更新申請の未提出等により入札参加資格の更新を否認された場合は、書面で通知します。

4. 入札参加資格に係る変更届について

問21 希望業種の追加は更新申請の中でできるのか。

○希望業種の追加については、業種追加登録申請を別途行ってください。

問22 更新申請と同時期に本社所在地、委任先等の変更があったため、あわせて変更届を提出したいが、更新申請の証明書類等は新内容又は旧内容のいずれで提出すればよいか。

○新しい内容で提出してください。

○所在地など申請内容に変更が生じた場合は、更新申請の時期にかかわらず変更事由が発生したのち速やかに変更届を提出してください。